

TKC会員事務所見学会 開催報告

6月8日(月)ティーゲル税理士法人様においてTKC近畿兵庫会第1弾の地元金融機関による「TKC会員事務所見学会」が開催されました。7000プロジェクトによいよフォローの風が吹き始める中、TKC会員と各金融機関がしっかり協調することが益々重要となって参ります。それを踏まえ、TKC会計人のスタンスを、業務品質を各金融機関様にもご理解いただくため、今回はみなと銀行様を対象として事務所見学会を開催いたしました。



【吉川 徹 所長】

1. 「税理士の使命」と「TKC会計人のスタンス」

税理士法第1条(税理士の使命)

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」私たちTKC会計人は、これを踏まえTKC会計人の行動基準を策定し、昭和46年TKC全国会発足当時から一貫した理念・姿勢をもって業を進めています。

我々は、毎月次巡回監査として顧問先へ訪問し、日々の業務の中で税理士法に基づく実務を成り立て「会計と税務」を一気通貫で繋げる仕組みを作り、かつTKCでのセンター処理を行うことで「記帳適時性証明書」というものをもってTKCがその根拠をも証明してくれます。

2. 関与先情報のマネジメント ～TKCの仕組みを活用し所内体制を如何に構築するか?～



【関与先カルテ】

TKCに伝送処理を行うことが大きなポイントであり、しっかりとした管理体制が構築できる源泉だと思います。

所長先生が関与先の社長とお会いする際や電話でのやりとりの際に、関与先の概要を瞬時に把握できる「関与先カルテ」は、財務状況、申告データ等、TKCシステムの処理結果を集約し、お客様とのコミュニケーションツールとして強力なツールとなっています。



【吉川 滋樹 副所長】

【FX2&継続MAS】

昨今の経営改善計画策定に伴い、TKC会員はモニタリングを如何に進めて行くか?一つに会計ソフトのFX2です。経営者が、業績把握をしっかりと行える仕組みを作ります。二つ目は継続MASです。BAST(同業他社比較)を活かし計画策定し、FX2同様の業績管理が業績検討ツールとして活用し、何度も言われますが、巡回監査を通じて社長とコミュニケーションを取りながら、モニタリング体制も万全です。

3. 黒字経営と適正申告を支援する「月次巡回監査」

巡回監査支援システムを活用した管理体制

どこの事務所、どの監査担当者でも同じ品質の監査を行い、最終的に顧問先であり、所長へ監査結果を誰もが同じ品質の報告書を提出できる仕組みを作っています。そして月次巡回監査から申告を行い、記帳適時性証明書を持って1年間品質を堅持を行っています。



監査担当

【和佐 友可梨 様】

【菅野 尚秀 様】

4. 書面添付の意義

税理士法第33条の2に書面添付制度というものがあります。

当書面を申告書に添付し提出した場合、我々税理士に事前の意見聴取がなされるようになり、疑念なき場合、調査省略となります。当事務所では全体で約80%の書面添付実践率です。過去5年で書面添付を行った法人で意見聴取のあった法人13件、内調査になった法人2件、他11件は調査省略となりました。

記帳を適時、正確に行うことを関与先にもご理解いただき、月次巡回監査体制を励行し、TKCシステムの本質である、遡及、訂正の出来ない仕組みを用い、高い業務品質を維持する所にあることを皆様にもご理解いただきたいと思います。

～ 質疑応答 ～

「書面添付にしても他のことにしてもティーゲル税理士法人さんは進んでいるのでは?他の事務所でも同じですか?」

「10件以上の書面添付実践事務所は、皆さんにも配布しているTKC会報に記載されます。是非、ご覧ください。」

「銀行からすると試算表を出してくれといっても出ないの所が現実あります。顧問料の兼ね合いで事情もあるが如何ですか?」

これまでお話の通り、我々は巡回監査をしっかりと行い、KFSを実践し、顧問先の黒字化に向け、しっかり行っています。これからは、是非TKCマークのついた決算書、試算表を意識して見てもらいたいですね。経営計画策定で売上何%上げるなどありますが、我々としては根拠も示して欲しいですね。」

TKC会員事務所では、経営計画内容を絵に描いた餅とせず、顧問先にも数字に関心をもってもらうよう毎月の巡回監査の中でキャッチボールではないがコミュニケーション取り、一緒に課題解決のための根拠を考え、PDCAを構築します。だから黒字割合も高い、その辺しっかり見て欲しいですね。